

自治会等での個人情報の取り扱いについて

平成27年9月に個人情報保護法が改正され、平成29年5月30日に全面施行されました。

改正前は5,000人以下の個人情報を取り扱う事業者は法の対象外とされていましたが、改正後は自治会等を含むすべての事業者に個人情報保護法が適用されています。

つきましては、自治会内等で、会員名簿の作成など個人情報を取り扱う際の注意点をまとめましたので、参考にしてください。

※個人情報とは？

生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものを指します。氏名だけでなく、住所や電話番号、自治会における役職等も、氏名と紐づけて管理している場合は個人情報になります。



個人情報を集める、保管するときのルール

個人情報を集める前

- ・【個人情報の利用目的をあらかじめ特定する】
「会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配布するため」と利用目的を特定する必要があります。

個人情報を集めるとき

- ・【個人情報の利用目的を明示する】
個人情報を集める際に配布する用紙に、上記の利用目的を掲載する必要があります。

個人情報を保管しているとき

- ・【個人情報の漏えい防止のため適切な措置を講じる】
自治会等の事務局において、盗難・紛失等のないよう適切に管理する必要があります。また、名簿の配布先の会員に対して、盗難や紛失、転売したりしないように注意を呼びかけることも重要です。
- ・【保有する個人情報の訂正等に応じる】
個人情報を集めるときに配布する書面に、訂正等に関する問い合わせ先等を記載し、本人から内容の訂正を求められたら、適正に対応する必要があります。

個人情報を第三者に提供するときのルール

本人の同意の取得

- ・本人以外の者に個人情報を提供する場合はあらかじめ本人の同意を得る必要があります。「名簿に掲載されている会員に対して配布するため」と伝えた上で任意で個人情報を提出してもらえば同意を得たこととなります。また、次の場合等は同意を得なくても、会員以外に名簿を提供できます。
◎警察からの照会 ◎災害発生時の安否確認
◎会員名簿の印刷を業者に提供する場合 ほか

提供に関する記録義務

- ・提供先などを記録し、一定期間（原則3年間）保管する必要があります。

委託先の監督

- ・個人情報を委託先に提供する場合は、委託先をしっかりと選定し、個人情報の適切な管理を実施することについて確認する必要があります。
- ・個人情報が適切に取り扱われているか委託先の状況を口頭等で確認することも大切です。

※すでに配布した名簿はどのように取り扱えばよい？

自治会等の中で認識されている「利用目的」の範囲内で取り扱うのであれば、特段何か行う必要はありませんが、盗難・紛失のないよう、適切に管理しましょう。



※新たに会員名簿を作成・配布する場合、変更点のない会員は、以前取得した情報をそのまま利用することになるが、その場はどのように取り扱えばよい？

以前に会員名簿を作成する際、その会員に対して「利用目的」を伝え「第三者提供」について同意を得ていると思われるので、その場合は改めて何か行う必要はありません。



その他、個人情報保護法に関する質問や疑問点はこちらへ

個人情報保護相談ダイヤルでは、個人情報等の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問に答えています。

個人情報保護相談ダイヤル

電話番号 03-6457-9849

受付時間 土日祝日及び年末年始を除く9:30~17:30

個人情報保護委員会ホームページアドレス <https://www.ppc.go.jp/>

〒636-0198 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7-12

斑鳩町役場 総務部総務課

電話：0745-74-1001 FAX：0745-74-1011

E-mail soumu@town.ikaruga.nara.jp